

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月23日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第1号

四日市市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>。</p> <p>(略)</p> <p>スポーツ課 施設係 振興係</p> <p><u>国体推進課</u></p> <p>人権・同和教育課</p> <p>(略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会事務局に副教育長及び教育監各1人並びに次の課及び係を置く。</p> <p>。</p> <p>(略)</p> <p>スポーツ課 施設係 振興係</p> <p>人権・同和教育課</p> <p>(略)</p> <p>2から5まで (略)</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び系の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>スポーツ課 (略)</p> <p><u>国体推進課</u></p> <p><u>(1) 三重とわか国体に関すること</u></p> <p>。</p> <p><u>(2) 全国高等学校総合体育大会に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 副教育長、教育監、課及び系の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>スポーツ課 (略)</p>

(3) 東京オリンピックキャンプ地誘致
に関すること。

(4) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな
運動施設及び附帯施設における設計
及び施行に関すること。

(5) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな
運動施設及び附帯施設における主管
工事の監督及び竣工検査に関するこ
と。

(6) 課の庶務に関すること。

人権・同和教育課 (略)
(略)

人権・同和教育課 (略)
(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(四日市市国体推進室の設置に関する規則の廃止)

2 四日市市国体推進室の設置に関する規則(平成27年四日市市教委規則第7号)
は、廃止する。

(教育委員会教育総務課)